

# 資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程運用細則

平成25年6月21日 制定

平成26年3月14日 一部改正

平成27年5月15日 一部改正

令和2年1月7日 一部改正

## (目的)

第1条 この細則は、資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程（以下「規程」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

## (誓約書)

第2条 規程第9条第1項に定める誓約書の様式は、別紙1のとおりとする。

- 2 規程第9条第2項に定める報告書及び規程第9条第3項に定める変更報告書の様式は、別紙2のとおりとする。
- 3 規程第9条第2項の誓約書は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）の会員（以下「当協会員」という。）又は当協会の業者会員の長若しくはこれに代わる者が保管することとし、当協会への提出は要しない。
- 4 当協会は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下「連合会」という。）宛の誓約書、報告書及び変更報告書の写しをもって、当協会宛の誓約書、報告書及び変更報告書とみなす。

## (資料の取り扱いに関する講習の実施)

第3条 規程第10条第1項に定める講習（以下「講習」という。）の内容、実施方法等は次のとおりとする。

- 一 講習課題は、連合会の「不動産取引価格情報提供制度による事例資料の管理・閲覧・利用に関する規定」及び「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」並びに「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する指針（ガイドライン）」とする。
- 二 連合会によるJARE A-e研修（eラーニング）によるものとする。
- 2 当協会は、前項に規定する講習を、JARE A-e研修の講義を共同で視聴することによる講習（準集合講習）として開催することができる。
- 3 当協会は、準集合講習には当協会員以外の者も受講できるよう努めるものとする。

## (管理責任者の設置等)

第4条 規程第15条第1項の当協会における管理責任者は事務局長とする。

- 2 規程第15条第2項の当協会における監督責任者は会長とする。

(閲覧資格者)

第5条 規程第19条第2項の理事会で特例として閲覧を認めた者は、資料の利用が鑑定評価等業務を行う目的で利用する場合の次の者とする。

なお、鑑定評価等業務に係る研究及び鑑定法第14条の2の規定による実務修習機関における教授・指導は、本条の鑑定評価等業務を行う目的で資料を利用する場合に含まれるものとする。

- 一 規程第19条第1項に該当する者以外の者で、新スキーム評価員規程第2条に規定する新スキーム評価員（以下、「新スキーム評価員」という。）で規程第19条第1項第3号から第5号のすべてに該当する者。
- 二 本条なお書きに該当する場合であって、閲覧について予め当協会と協議し会長が承認した者。

(閲覧に要する手数料)

第6条 規程第20条第2項の手数料は次のとおりとする。

一 事例資料の複写手数料

- |          |            |
|----------|------------|
| ① 当協会員   | 500円(税別)   |
| ② 当協会員以外 | 3,000円(税別) |

二 その他の資料の複写手数料

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ① 当協会員           | 200円(税別)   |
| (市区町村概況調書の複写手数料) | 300円(税別)   |
| ② 士協会員以外         | 300円(税別)   |
| (市区町村概況調書の複写手数料) | 3,000円(税別) |

(閲覧等の日時、REA-NE T埼玉による閲覧)

第7条 規程第21条の資料の閲覧日、閲覧時間及びREA-NE T埼玉による閲覧は次のとおりとする。

- 一 閲覧日 1月5日から12月27日までの各日  
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日その他当協会の休日を除く。
- 二 閲覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで  
ただし、午後0時から午後1時までを除く。
- 三 REA-NE T埼玉による閲覧については別添「事例等資料の閲覧サービス利用申込書」を提出すること
- 四 REA-NE T埼玉による閲覧の利用停止については別添「事例等資料の閲覧サービス利用停止届出書」を提出すること

(安全管理措置の適用者の公表)

第8条 規程第36条第2項の公表の方法については次のとおりとする。

- 一 当協会のホームページへの掲載
  - 二 連合会、地域会および他の不動産鑑定士協会への通知
  - 三 当協会の会報への掲載
- 2 前項第1号及び第2号については、原則として罰則適用後直ちに、第3号については、直近の掲載手続き可能なものにより公表する。
- 3 公表される項目は、規程第36条第1項に定めるもののほか、罰則適用の対象となった事柄及び罰則の内容とする。

#### 附 則

第1条 この細則は、平成25年7月1日から施行する。

第2条 平成17年10月1日より施行された「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程運用細則」は、この細則の施行により廃止する。

第3条 附則第1条の規定にかかわらず、同項の施行日以前に、連合会が実施する「不動産の鑑定評価業務等に係る個人情報保護に関する指針」及び「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」に関する研修は、規程第10条第1項の定めによる講習とみなす。

#### 附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成27年5月25日から施行する。

#### 附 則

この細則は、令和2年2月1日から施行する。

## 事例等資料の閲覧サービス利用申込書

私は、「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」を遵守することを約し、事例等資料の閲覧サービス利用を申込みます。

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会御中

令和 年 月 日

申込者名	印
所属業者名	
承諾した代表者等名	印
所属業者の連絡先	所在地： 電話番号： FAX番号： メールアドレス：

登録日	年 月 日	処理	
-----	-------	----	--

## 事例等資料の閲覧サービス利用停止届出書

私は、事例等資料の閲覧サービスの利用を停止したいので、ここに届出します。

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 御中

令和 年 月 日

申込者名	印
所属業者名	
代表者等名	印
所属業者の 連絡先	所在地： 電話番号： FAX番号： メールアドレス：
利用停止理由	

登録日	年 月 日	処理	
-----	-------	----	--